

議案第31号

上越市特別会計条例の一部改正について  
上越市特別会計条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月28日提出

上越市長 中 川 幹 太

上越市特別会計条例の一部を改正する条例  
上越市特別会計条例（昭和46年上越市条例第12号）の一部を次のように改正する。  
第1条第4号を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。